

事業名	家畜病性鑑定事業費	財務コード (事業)	457802
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	不明疾病の解明事業費
------	------------

担当部課室	農政 部 畜産 課 安全・衛生 担当 (内線)	5264
-------	-------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H12 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 家畜の疾病 例)高病原性鳥インフルエンザ、牛ヨーネ病等	その対象をどのような状態にして 速やかに疾病原因が究明されている。	結果、何に結びつけるのか 家畜疾病の治療・まん延防止及び家畜伝染病の予防。
	<p>○家畜に原因不明の疾病が発生した場合、農家などから届出を受けて県が検査を行う。</p> <p>○病理検査・細菌検査・ウイルス検査・生理化学的検査を行い、主として伝染病感染・中毒等の有無を診断する。</p> <p>○検査結果を速やかに農家などへフィードバックし、疾病の治療方針、まん延防止対策、再発生の防止対策等を指導する。</p>		
事業の内容 ※主に 23年度			
根拠法令等	家畜伝染病予防法、家畜保健衛生所法、家畜防疫対策要領、病性鑑定指針等		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 病性鑑定件数	91件	80件	102件	91件	91件	活動指標 目標設定の考え方 平成20~22年度病性鑑定実績の平均から設定 データの出典等 家畜保健衛生所実績報告
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		127.5 %			
成果指標 ①病名判明率(病名確定件数/病性鑑定件数) ②伝染病感染の確認率(伝染病の有無を確認した件数/病性鑑定件数)	①82.4% (75件/91件) ②100% (91件/91件)	①100% ②100%	①80.4% (82件/102件) ②100% (102件/102件)	①100% ②100%	①100% ②100%	成果指標 目標設定の考え方 全ての病名の確定を目指すため、100%を目標値と設定 データの出典等 家畜保健衛生所月報
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		%			
決算額、予算額	2,867		3,112	2,726	2,641	成果指標によらない成果 疾病の診断(判定)まで至らなかった件数も含め、家畜伝染病感染有無は確認しているため、伝染病のまん延は防止されている。
(千円) うち一財額	2,061		2,165	1,921	1,839	
所要時間(直接分)	8372 時間		8488 時間	8,372 時間	8,372 時間	
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間	
所要時間計	8,372 時間		8,488 時間	8,372 時間	8,372 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	16,920		17,154	16,920	16,920	

III これまでの事業の見直し・改善状況

高病原性鳥インフルエンザ、牛ヨーネ病の早期及び正確な診断を行うため、平成21年度より「リアルタイムPCR検査法」が導入され、不明疾病の診断時間は確実に短縮されている。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	<p>伝染病感染の確認率は100%であり、病名判明率も80.4%である。また、疾病の診断(判定)まで至らなかった件数も含め、家畜伝染病感染有無は確認しており、伝染病のまん延が防止されていることから、意図した成果はほぼ上げていると判断できる。</p> <p>なお、リアルタイムPCR検査法を用いた高病原性鳥インフルエンザの検査時間は、従来のPCR検査と比べ約8割(3時間30分)の時間で判定が可能となった。本検査法による時間短縮が図られ、他疾病検査への移行も速やかになり、監視すべき伝染性疾患をはじめ、慢性疾患検査の診断も従来よりも迅速に対応できている。</p>

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄
 必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方角(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方角	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方角は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。